

第三十八号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項の1中「三十三の八の項及び三十三の十一の項」を「三十三の十三の項及び三十三の十六の項」に改め、同表の三十三の五の項の1中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項」に、「登録建築物調査機関（三十三の八の項及び三十三の十一の項）」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関（三十三の十三の項及び三十三の十六の項）」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表の三十三の十一の項の1中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「三十三の八の項下欄1イ」を「三十三の十三の項下欄1イ」に、「三十三の八の項下欄1ロ」を「三十三の十三の項下欄1ロ」に改め、同項の2中「三十三の八の項下欄2イ」を「三十三の十三の項下欄2イ」に、「三十三の八の項下欄2ロ(1)」を「三十三の十三の項下欄2ロ(1)」に、「三十三の八の項下欄2ロ(2)」を「三十三の十三の項下欄2ロ(2)」に改め、同項を同表の三十三の十六の項とし、同表の三十三の十の項の2中「三十三の八の項下欄1」を「三十三の十三の項下欄1」に改め、同項の3中「三十三の八の項下欄2」を「三十三の十三の項下欄2」に改め、同項を同表の三十三の十五の項とし、同表中三十三の九の項を三十三の十四の項とし、同表の三十三の八の項中「（平成二十七年法律第五十三号）」を削り、「三十三の十の項において「計画」を「三十三の十五の項において「計画」に改め、同項の1中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「三十三の十の項」を「三十三の十五の項」に改め、同項の2中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年^{経済産業省}国土交通省令第一号。三十三の十一の項において「省令」という。）第八条第一号イ(2)及びロ(2)」を「省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)」に改め、同項を同表の三十三の十三の項とし、同表の三十三の七の項の次に次のように加える。

三十三の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項から三十三の十二の項までにおいて「計画」という。)の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定

三十三の九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項の規定に基づき変更後の計画の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年^{経済産業省}国土交通省令第一号。三十三の九の項、三十三の十三の項及び三十三の十六の項において「省令」という。)第一条第一項第一号ロに定める基準による場合

当該計画に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以下のときは二十四万七千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二万二千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十八万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十五万四千円、五万平方メートルを超えるときは五十万八千円
- 2 その他の場合 当該計画に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以下のときは五十四万八千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六十七万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは七十九万八千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは九十一万円、五万平方メートルを超えるときは百万円
 - 1 省令第一条第一項第一号ロに定める基準による場合

当該計画の変更に係る部分(非住宅部分に限る。)の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が二百平方メートル以下のときは六万千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは九万九千円、五百平方メートルを超え千

	<p>二十三の十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第二項の規定に基づ く国等の機関による計画の通知に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>二十三の十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第三項の規定に基</p>	<p>平方メートル以下のときは十一万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十五万三千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十四万七千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二万二千元、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十八万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十五万四千円、五万平方メートルを超えるときは五十万八千円</p> <p>2 その他の場合 当該計画の変更に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が二百平方メートル以下のときは十五万九千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは二十五万六千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは二十九万九千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十八万四千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは五十四万八千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六十七万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは七十九万八千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは九十二万円、五万平方メートルを超えるときは百万円</p> <p>二十三の八の項下欄により算定した額</p> <p>二十三の九の項下欄により算定した額</p>	
--	--	--	--

づく国等の機関による変更後の計画の通知に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定
 三十三の十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国
 土交通省令第五号）第十一条の規定に基づき計画の変更が軽微な変更該当していること
 を証する書面の交付

三十三の九の項下欄により算定した額

別表第一の備考第七号中「三十三の八の項の」を「三十三の十三の項の」に、「三十三の八の項下欄」を「三十三の十三の項下欄」に改め、同備考第八号中「三十三の十の項の」を「三十三の十五の項の」に、「三十三の十の項下欄」を「三十三の十五の項下欄」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が施行されることに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。